

静岡県告示第523号

静岡県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年静岡県告示第861号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(貸付対象事業)</p> <p><b>第3条</b> 地域総合整備資金の貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の<u>すべて</u>に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において<u>10人（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認めるものにあっては1人）以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付額)</p>	<p>(貸付対象事業)</p> <p><b>第3条</b> 地域総合整備資金の貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の<u>全て</u>に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において<u>5人（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認めるものにあっては1人）以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付額)</p>

第5条 (略)

2・3 (略)

4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）の規定に基づき申請をし、及び認定を受けた地域再生計画に係る地域をいい、次項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「42億円」とあるのは「52億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「78億7,000万円」とする。

5・6 (略)

7 (略)

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

附 則

2 令和3年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1

第5条 (略)

2・3 (略)

4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）の規定に基づき申請をし、及び認定を受けた地域再生計画に係る地域をいい、次項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の規定の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「78億7,000万円」とする。

5・6 (略)

7 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」と、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

8 (略)

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

附 則

2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセン

項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

**様式第1号** (略)

(略)

地域総合整備資金借入申込書

(略)

1・2 (略)

3 借入希望条件

① (略)

② 借入希望期間 年 月まで (15年以内)

③ (略)

4 (略)

(略)

ト」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

**様式第1号** (略)

(略)

地域総合整備資金借入申込書

(略)

1・2 (略)

3 借入希望条件

① (略)

② 借入希望期間 年 月まで (20年以内)

③ (略)

4 (略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。